第一三共㈱から旧三共野洲川工場跡地での太陽光発電事業を中止する回答がありました

市は、昨年７月に第一三共㈱から旧三共㈱野洲川工場跡地での太陽光発電事業計画を示されて以降、この地に埋設処理されている過去の農薬製造事業で生じた汚染土の全面除去を要望してきました。９月９日付けの市から第一三共㈱に宛てた計画に関する疑問点等を記した書面に対して第一三共㈱から12月10日に市長に対して面談の上、回答がありました。そのなかで、第一三共㈱は、太陽光発電事業計画を中止することおよび埋設処理された汚染土は、現時点では撤去せず、今後も第一三共㈱が責任をもって適正管理を行う旨を回答しました。

本市の要望は、太陽光発電事業の中止ではなく、埋設汚染土の全面除去に目処を立てることでした。面談の中で市長は、課題となっている汚染土を速やかに全面撤去するとともに浄化された地下水の野洲川への放流についても中止を含め改善を図るよう、第一三共㈱が将来展望を速やかに示されることを改めて要望しました。

（※ これまでの概要は、“広報やす 平成27年11月号”をご覧ください。）

【要望の経緯】

平成27年７月３日　第一三共㈱が、野洲市に事業概要を説明
７月22日　市長が、第一三共㈱との面談で、埋設汚染土の全面除去を口頭で要望
８月４日　市は、第一三共㈱に対し、埋設汚染土の全面除去を書面で要望
８月21日　第一三共㈱は、市に対し、現時点で撤去の計画はない旨の回答
９月９日　市は、第一三共㈱に回答内容の疑問点等を記した書面を送付
12月10日　第一三共㈱は、太陽光発電事業の中止と市の疑問点等に対する回答を記す書面を市長との面談の場で提出

【９月９日、市が第一三共㈱に送付した書面内容の概要】

①地元自治会からは、これまで何ら要望した事実がない。
②市の要望は再生可能エネルギーの推進より、むしろ生活環境の保全である。
③企業の行動憲章には高い倫理観、社会的責任が謳われているにもかかわらず、企業活動を起因とする汚染土の除去について明確にされないことについての見解を求める。
④現時点では除去しないとされたことから、将来は除去する意向があるのかどうかを確認する。
⑤法制度では、土壌汚染対策は県が指導する立場にあり、市への指導を求められる制度とは何を指すのか確認する。
⑥報道では地下水を浄化して野洲川に放流とされているが、これが事実なら環境・治水・安全の観点から経緯と現況を明らかにすること。

【12月10日、第一三共㈱が市に提出した書面内容の概要】

①旧三共野洲川工場跡地で計画を進めていた太陽光発電事業を中止する。
②平成24年３月14日、地下水モニタリング計画の変更に関する地元役員説明会で、野洲自治会から、避難所や自治会の運動会のグラウンドとしての活用の話を受けていた。
③市の担当者とは幾度となく計画の内容や準備状況を伝えていた。しかし、７月３日、市長との面談で指摘を受け、計画を中止することになったことは残念なことです。
④県の指導を受け、法律に基づく対策として長期管理を行っている。現状モニタリングの結果を確認し、適切に管理報告することで企業倫理や社会的責任を適えている。
⑤モニタリングを継続しつつ、法・制度上の環境変化等を踏まえ、将来の撤去について検討する。
⑥制度上の指導は県となるが、地元説明会などについて市の意見・助言を受けている。
⑦2006年（平成18年）から実施した環境改善工事に際し、排水処理を国と協議し、浄化処理した排水を野洲川へ放流している。地下水の分析結果は、県、市に定期的に報告している。

【書面内容の誤認と疑問点】

①第一三共㈱から提出された書面には、市長との面談を７月３日と記しているが、７月22日の誤認であることを、今回の面談の中で第一三共㈱は認めました。
②地元自治会の要望について、第一三共㈱は、地元自治会から太陽光発電事業を要望されたことは一切なかったことを断言し、平成27年８月21日付の回答書に記した地元自治会からの要望とは、従来から地域に迷惑がかかるようなものを建設しないでほしいといった趣旨の要望を受けていたというもので、回答書（平成27年８月21日付）の表現が適切でなく、誤解を招く表記があったことを認めました。
③市の担当者には幾度となく伝えていたと記していることについて、市は、将来の道路ネットワークの計画を検討するうえで、平成27年２月27日に道路河川課が第一三共㈱と情報交換しましたが、この時、第一三共㈱から太陽光発電事業計画の具体的な提示はありませんでした。したがって、市が要望書に表記した７月３日で間違いがないことを第一三共㈱は認めました。
④野洲川への放流の経緯について、2006年（平成18年）から実施の環境改善工事に際し、浄化した排水を野洲川へ放流された経緯について疑問点が残ります。

祝 成人　決意のことば

本日は、成人を向かえた私たちの門出に対し、このような盛大な成人式を催していただき、まことにありがとうございます。また、お祝いや激励の言葉をいただき心より感謝しております。市長様をはじめご来賓の方々、ご出席いただきました皆様に、新成人を代表してお礼申し上げます。

さて、昨年は安保法案が可決され賛成の立場の人、反対の立場の人が色々いらっしゃると思います。このような状況下では、国民一人ひとりが自分の強い意志を持ち政治に関わっていくことが私たち若者の使命だと思っています。二十歳となり選挙権が与えられた今、我々はしっかりと選挙に参加して自分の意志を示していくことが大切になってきます。

これから大人になっていくにつれ、さまざまな困難や試練に出くわすことがあると思いますが、そんな時には幼いころから共に支えあい高めあってきた仲間と一歩一歩確実に自分の道を歩んでいきたいと思います。

最後に、私たちがこうして集い、成人式を迎えられるのは、私たちを支えてくださった両親や家族、導いてくださった先生方、そして地域の方々、共に歩んだ仲間たちのおかげです。この感謝の気持ちを忘れず、成人になるにあたっての決意を忘れず、力強く、やさしく、たくましく生きていくことを誓って新成人代表のあいさつとさせていただきます。

平成２８年１月１１日
新成人代表　はたちのつどい実行委員会会長　山下　竣平

平成28年度児童生徒就学援助費申請受付

経済的な理由によって、小・中学校への就学が困難な市内の家庭に、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を実施しています。希望する人は申請してください。

なお、平成27年度認定世帯で、引き続き給付を受けたい人も再申請が必要です。

※この制度は、年度途中での申請も随時受け付けています。認定された場合、申請月の翌月から該当になります。

申請方法…３月18日㈮までに各小・中学校、学校教育課、市民サービスセンターに備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要とする書類を添えて各学校へ提出（小学校新入学児については、４月13日㈬まで可）

問い合わせ…学校教育課☎587－6017、FAX587－3835

「元気な学校づくり事業」公開発表会

市では、各校園の特色ある教育活動の推進を通じて、意欲と活力にあふれる学校・園づくりをめざす取り組みである「元気な学校づくり事業」を進めています。

市内の各校園が「元気な学校・園の創造」に向け、子どもたちや地域の実情に応じながら、「元気な心とからだ」の育成や「確かな学力」の向上、「地域に根ざした学校・園」づくりなどに取り組んでいます。

今年度の取り組みについて、公開発表会を行います。多くの市民の皆さんのご来場をお待ちしています。

日時…２月13日㈯　午後１時30分～

会場…コミセンきたの　大ホール

問い合わせ…学校教育課☎587－6017、FAX587－3835

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し（案）に対する意見募集

市では、平成36年度までの計画期間である野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し（案）を作成しました。今回の見直しでは、平成28年10月に野洲クリーンセンターを更新することに伴い、プラスチック容器類を可燃ごみとし熱回収することから、ごみの減量・資源化対策について、新たな計画目標値の設定を行いました。

この計画（案）に関して皆さんの意見を募集します。

閲覧期間…２月19日㈮～３月９日㈬　※各閲覧施設の執務時間内に限る

閲覧場所…市役所環境課、本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、各学区コミセン、市民活動支援センター、野洲地域総合センター、市民交流センター
※市ホームページでも閲覧可

提出先・問い合わせ…閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファックス、Ｅメールまたは持参のいずれかで環境課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）、☎587－6003、FAX587－3834、Ｅメールkankyou@city.yasu.lg.jp

※お寄せられたご意見は、計画策定の参考とさせていただきますが、個別回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。

第２次野洲市住生活基本計画（案）および野洲市耐震改修促進計画（案）に対する意見募集

「豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまち」を実現すべく、野洲市住生活基本計画を更新します。また、その目標達成のために野洲市耐震改修促進計画を更新します。

この計画（案）に関して、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間…２月１日㈪～19日㈮
※各閲覧施設の執務時間内に限る

閲覧場所…市役所住宅課、本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、各学区コミセン、市民活動支援センター、野洲地域総合センター、市民交流センター
※市ホームページでも閲覧可

意見の提出・問い合わせ…閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで住宅課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）、☎587－6322、FAX586－2176、Eメールjutaku@city.yasu.lg.jp

※お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきますが、個別回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。

野洲市くらし支えあい条例（案）に対する意見募集

市では、市民の生活の保護と事業者の健全な発展のために、消費生活および生活困窮者支援に関する条例を制定する予定です。

つきましては、皆さんから条例（案）に対する意見を募集します。

閲覧期間…２月１日㈪～19日㈮
※各閲覧施設の執務時間内に限る

閲覧場所…市役所市民生活相談課、本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、各学区コミセン、市民活動支援センター、野洲地域総合センター、市民交流センター
※市ホームページでも閲覧可

意見の提出・問い合わせ…閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで市民生活相談課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）、☎587－6063、FAX586－3677、Eメールsoudan@city.yasu.lg.jp

※お寄せいただいたご意見は、条例制定の参考とさせていただきますが、個別回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。

≪お詫びと訂正≫ 12月号10ページの『住居確保給付金のお知らせ』の表中、４人世帯の家賃額（上限）および収入基準額に誤りがありましたので訂正してお詫びします。

（正）家賃額（上限）	**4.6万円**	（誤）家賃額（上限）	4.9万円
収入基準額	**22.1万円**	収入基準額	22.4万円

キリトリ線

料金受取人払郵便

草津局
承認
3309

差出有効期間
平成29年1月
31日まで
切手をはらずに
お出しください。

5202390

（受取人）
野洲市小篠原二〇〇〇番地一
野洲市役所内
野洲市長行

住所	
氏名	
ふりがな	

キリトリ線

「市長への手紙」

～皆さんの声を市政にいかします～

日ごろ市政に対して「なぜ？どうして？」「こんなふうになったらいいのに！」と感じたことはありませんか。

一人ひとりが「住んで良かった」と感じられるようなまちにするため、皆さんからのご意見・ご提案をお待ちしています。

裏面にアイデアや提案などを記入し、キリトリ線に沿って切り離し、封筒を作ってポストへ投函してください。

「市長への手紙」の出し方

①郵送
「広報やす２月号」に掲載する様式を使えば切手をはらずにポストへ投函するだけで市長へ届きます。

②通信箱へ投函
市役所本館玄関ロビーに設置している通信箱へ投函してください。

③ファクス
FAX586－2200へ送ってください。

④電子メール
市ホームページトップページ「市へのご意見・ご提案」から送信できます。

皆さんから寄せられたご意見・ご提案は、市長がすべて読み、回答を作成しています。

ご意見・ご提案をいただく場合は、市民の皆さんと市長との「顔の見えるコミュニケーション」を図る趣旨から、住所・氏名の記入をお願いします。無記名の場合、また記入があっても明らかに偽住所、偽名と判断できる場合は、回答は作成しません。

●いただいたご意見・ご提案および回答は、プライバシーに関わる部分を除いて、広報秘書課で編集し、市ホームページや広報紙「まちづくりステーション」で公表します。

平成27年度 第4回野洲市総合計画 外部評価委員会の開催

～会議は公開ですので、どなたでも傍聴できます。ぜひご参加ください。～

日時…２月10日㈬　午後１時30分～

会場…市役所本館３階　第２委員会室

内容…平成27年度野洲市総合計画外部評価対象事業の最終評価について

問い合わせ…企画調整課

☎587－6039、FAX586－2200

平成27年度 「第3回まちづくり井戸端座談会」の開催

広報記事や市政運営などで話題になった、市民の皆さんに関心の高いトピックスを集約して、最新の情報をお伝えしたり意見を交換したりする「まちづくり井戸端座談会」を開催します。市内にお住まいの人や通勤通学をされている人ならどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時…２月19日㈮　午後７時～８時30分

会場…市役所本館３階第１委員会室

内容…テーマ①：総合体育館温水プールおよび余熱利用施設の検討状況について

テーマ②：野洲市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

問い合わせ…企画調整課

☎587－6039、FAX586－2200

児童手当２月期の支払い

２月期の児童手当（10～１月分）の支払いは、２月12日㈮の予定です。

※平成26年分所得の修正申告をされた人は手当の支払金額が変わる場合がありますので、お申し出ください。

問い合わせ…子育て家庭支援課

☎587－6884、FAX586－2176

キリトリ線　のりしろ

市長への手紙

→

電話

キリトリ線　のりしろ

のりしろ

キリトリ線

農地の賃借料のお知らせ

農業委員会で平成27年中に締結された賃貸借を下記のとおり集計しましたのでお知らせします。
問い合わせ…農業委員会事務局☎587－6007、FAX587－3834

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備　考
田の部	基盤整備地域	8,310円	13,008円	2,500円	1,233	全地域 生産調整田（転作田）含む
	未整備地域	5,434円	7,000円	2,262円	7	
畑の部	普通畑	3,993円	5,000円	3,000円	10	全地域（特殊畑を除く）
	特殊畑	5,876円	9,804円	3,536円	13	野洲川地区農地開発区域、吉川字中瀬に存する畑地

＊10アール当たり

身体・知的障がい者相談員による相談会

障がいのある人やそのご家族の相談に応じます。地域での暮らしや生活自立、社会参加など気軽にご相談ください。
日時…２月10日㈬午後１時30分～３時
会場…野洲市健康福祉センター
身体障がい者の相談／３階　会議室
知的障がい者の相談／２階　談話室
※手話通訳および要約筆記（ノートテイク）の希望者は２月４日㈭までにご連絡ください。
連絡・問い合わせ…障がい者自立支援課地域生活支援室
☎587－6169、FAX586－2177

成年後見制度に関する相談会

成年後見制度の仕組みや手続きの方法など、成年後見制度についてなんでもご相談いただけます。成年後見センターもだまの相談員がお受けしますが、内容によっては専門機関におつなぎします。（相談無料・予約不要・秘密厳守）
日時…２月10日㈬午後１時～４時
場所…野洲市健康福祉センター３階研修室
（辻町433番地１）
対象者…市内在住者（本人・家族・施設職員やケアマネ等支援者）
連絡・問い合わせ…特定非営利活動法人
成年後見センターもだま
☎598－0246、FAX598－0888
※手話通訳が必要な人は事前にご連絡ください

不法投棄は犯罪です！

不法投棄は重大な犯罪であり、警察とも連携して対処しています。不法投棄をした人には、法律により５年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が課せられます。＜廃棄物の処理および清掃に関する法律＞

リサイクルが進む一方で廃家電の不法投棄が後を絶ちません。不法投棄物をそのまま放置すると景観が損なわれるだけではなく、しみだした重金属等から有害物質による土壌汚染など地域の生活環境に悪影響を及ぼします。市では不法投棄行為の早期発見と未然防止のため、地域の協力を得て不法投棄監視員による定期的な巡回とクリーンパトロール隊による不法投棄物の回収を行っています。

不法投棄の早期発見には市民の皆さんの協力が欠かせません。
皆さんの力で美しく住みよいまちにしましょう！

問い合わせ…環境課☎587－6003、FAX587－3834